

障がい学生支援に関する基本方針

1. 目的

本学は建学の精神に基づき、障がい（※1）のある学生（以下「障がい学生」という。）の自己決定及び社会参加を促進するとともに、「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号、令和 3 年一部改正）に準拠して、修学支援、学生生活支援、キャリア支援など総合的な支援を行うものとする。これにより、障がいの有無に関わらず安心して学び、尊重され、個々の能力を最大限に発揮することができるキャンパスの実現を目指す。

2. 定義

障がい学生とは、本学に在籍する学生のうち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能に障がい（難病に起因する障がいを含む。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（※2）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを指す。

3. 不当な差別的取扱いの禁止

本学は、障がい学生及び障がいのある入学志願者（以下「障がい学生等」という。）に対する障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止する。

4. 合理的配慮の提供

本学は、障がい学生等から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、当該障がい学生等の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上または受験上の必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮（※3）」という。）を提供するよう努めることとする。

また、合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障がい学生等本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行うよう努めることとする。

なお、障がい学生等の個別の必要に対する合理的配慮を的確に行うための環境整備、事前的改善措置に努めるとともに、合理的配慮の提供においては、障がいの状態や環境等の変化に応じて、適時、見直しを行う。

5. 行動指針

本学の障がい学生支援における行動指針は、以下の通りとする。

- (1) 障がい学生が、障がいのない学生と平等に教育研究活動に参加できるよう機会の確保に努める。
- (2) 「障がい学生支援」を全ての学生に対する修学支援の一環としてとらえ、各部局が主体的に関わり、専門性のある支援体制を確立する。
- (3) 障がい学生の修学支援の決定に当たっては、当該学生の要望に基づいた調整に努める。
- (4) 本学構成員の障がいに対する理解を深めるとともに、障がい者支援に関する意識向上を図る。
- (5) 個々の状態や障がいの特性に応じ、適宜、支援方法の検証と改善を図る。

以上

＊1 「しょうがい」の表記について、本学では平成 24 年 7 月に内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」における「しょうがい」の表記に関する調査結果及び、地方自治体等における表記の取り扱いを踏まえ、法令の名称や法令の中で用いられる用語及び組織や施設等の名称として「障害」と使用される場合を除き、「障がい」と表記することとする。

＊2 社会的障壁とは、障がいのある方にとって日常や社会生活を送る上での障壁となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある方の存在を意識していない習慣、文化）、観念（障がいのある方への偏見）などがあげられる。（内閣府リーフレット「障害者差別解消法が制定されました」より抜粋し、一部改変）

＊3 合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡に失した又は過度の負担にならないものである。（「国連障害者権利条約第 2 条」より抜粋し、一部改変）